

余市町特定事業主行動計画



余市町特定事業主行動計画

はじめに

わが国において急速な少子高齢化が進み、労働人口の減少、社会・経済情勢が大きく変化するなか、少子高齢化や人口減少に向けた対応が求められており、活力ある社会を維持していくためには、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりが重要になっています。

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して活躍する社会を築くため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が平成27年8月に成立したことから、余市町では、「余市町特定事業主行動計画」を策定し、女性の活躍を推進します。

この「余市町特定事業主行動計画」は、女性活躍推進法第15条の規定に基づき、余市町長、余市町議会議長、余市町教育委員会、余市町選挙管理委員会、余市町監査委員、余市町農業委員会が特定事業主として策定する特定事業主行動計画です。

平成28年 4月 1日

余 市 町 長
余市町議会議長
余市町教育委員会
余市町選挙管理委員会
余市町監査委員
余市町農業委員会

1. 計画期間

この計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とします。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

この計画は、総務部総務課が担当部署となり、計画の策定・変更、取り組みの実施状況、数値目標に対する達成状況の点検等を行っていきます。

3. 実施状況の公表

女性活躍推進法第15条第6項の規定による取り組みの実施状況の公表及び同法第17条の規定による女性の職業選択に資する情報の公表は、町のホームページで毎年1回公表します。

また、本計画を変更したときは、変更内容を遅滞なく公表します。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

女性活躍推進法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令に基づき、次のとおり目標を設定します。

○目標

「管理的地位にある職員（課長級以上）に占める女性の割合を平成32年度までに5%以上にする。」

5. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

4. で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取り組みを実施します。

「女性職員を積極的に各種研修に派遣するとともに、多様なポストへの配置を図り、平成28年度から平成32年度を実施期間とし、管理的地位にある職員となる女性職員の育成を図ります。」